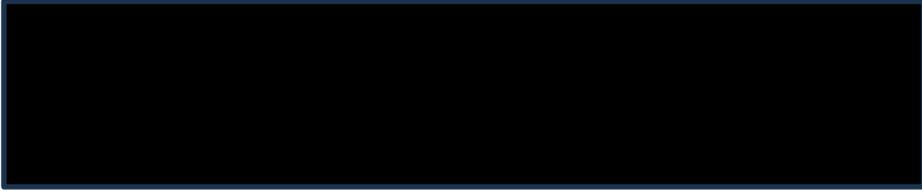


防 危 第 800 号
令和 8 年 2 月 19 日



山形県知事 吉村 美栄子
(公 印 省 略)

見積書の提出について (通知)

件名について、見積書をご提出願います。

記

件 名	県民用備蓄物資 (備蓄用缶入りパン) の購入について	
場 所	山形市鉄砲町 2 丁目 19-68 村山総合支庁 他	
期 限	令和 8 年 3 月 27 日 (金)	
見積書提出先 及 び 期 限	提 出 先	山形県防災くらし安心部 防災危機管理課
	提出期限	令和 8 年 2 月 25 日 (水)
見 積 条 件	※別記 (裏面) のとおり	

別 記

見 積 条 件

- 1 本件の見積に関しては、山形県財務規則（昭和39年3月23日県規則第9号）に定めるもののほか、本条件に定めるところによる。
- 2 見積書の提出にあたり、あらかじめ委任状を提出していない代理人をして見積をさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- 3 次の各号の一に該当する見積書は無効とする。
 - (1) 記名を欠く見積書
 - (2) 金額を訂正した見積書
 - (3) 誤字、脱字等による意思表示が不明瞭である見積書
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、見積合に関する条件に違反した見積書
- 4 押印については次の各号のいずれかによること。
 - (1) 押印しない場合
見積書に発行責任者（代表取締役、支店長・営業所長など権限の委任を受けた役職員）及び担当者（発行責任者と同一でも可）の氏名、連絡先を記載すること。電子メールで提出された見積書等に発行責任者及び担当者の氏名、連絡先がない場合であっても、電子メール本文にこれらの記載があれば、見積書等への記載は不要とする。
 - (2) 押印する場合
見積書への発行責任者及び担当者の氏名及び連絡先の記載は不要とする。
- 5 決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって決定価格とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 6 見積書提出期限を過ぎた場合は、棄権とみなす。
- 7 見積書の提出をおこなったものは、見積書提出後、契約条項又は見積合条件等の不明を理由として異議を申し立てることができない。
- 8 契約の相手方となった者は、予約完結権を他に譲渡することができない。